

令和3年10月15日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4.1版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4版）」については、令和3年6月8日付（健Ⅱ141F）をもってご連絡いたしました。

今般、第4.1版が作成され、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので改めてご連絡いたします。

第4.1版での主な改定内容は、下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

- ・「※変異株遺伝子検査について」において、全ゲノム解析について追記（p6）
- ・「2）抗原検査」において、化学発光酵素免疫測定法による定性検査として承認されていた SARS コロナウイルス抗原キットの定量検査への製造販売承認事項の変更に伴う、同測定法による定性検査の記載の削除（p7）
- ・「資料 鼻腔検体等を用いた検査にかかる研究結果」の最終結果を記載（p9）
- ・「鼻腔ぬぐい液」において、厚生労働省 HP 「「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」の URL を追記（p8）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

事務連絡

令和3年10月5日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4.1版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日別添のとおり第4.1版に改定されました。主な改定内容としては以下のとおりです。

- ・ 変異株のPCR検査とゲノムシーケンスに関して追記
- ・ 抗原定量検査の追加承認にともなう抗原検査に関する記載の変更
- ・ 鼻腔検体について有効性の最終研究結果を記載
- ・ 検体自己採取のガイドラインを記載

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いいたします。